　　元も第366号

令和２年(2020年)３月18日

長野県中小企業団体中央会長　様

長野県産業労働部長

長野県伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業助成金交付要綱

の改正について（通知）

　平素は、本県の産業労働行政に多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

　新規就業者の伝統的工芸品産業への定着を促進するため、標記交付要綱を下記のとおり改正しました。

内容を御了知いただくとともに、産地組合など貴会関係団体への周知に御協力をお願いします。

記

１　改正の趣旨

　改正前の要綱では、申請日の属する年度の４月１日において、満40歳未満であることを助成要件としていた。

しかし、満40歳を過ぎてから伝統的工芸品産業に初めて従事する者もいることから年齢制限を廃止し、交付対象者の範囲を拡大した。

２　改正内容

　　別紙「長野県伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業助成金交付要綱新旧対照表」のとおり。

３　適用年月日

令和２年４月１日

ものづくり振興課　生活産業係

課長　西原快英　担当　村松伸哉

電話：026-235-7132

ﾌｧｯｸｽ：026-235-7197

電子ﾒｰﾙ：mono@pref.nagano.lg.jp